



障害者自立支援法見切り発車

9月27(水)に大阪府の主催の【障害者自立支援制度周知研修】が開催されましたが、この時点で明確に10月からの制度が示されないまま開始するという内容でありました。行政は「厚生労働省が示していない。」大阪府が示していない。」等、責任転嫁ばかりで、そのしわ寄せは利用者の方々並びに事業者につけが回っている状況であります。

今回は改めて、行政の指針のなさ(障害者自立支援法がただの予算削減であったのでは?)を再認識しました。

号外で高槻市の制度をご案内させて頂きましたが、その後発覚した事実として、来年の4月に一部単価の減少と制度の見直しを行うとの回答があり、その理由は地域格差をなくす為ということで、当初「高槻市は独自性を持って障害者福祉に取り組んでいく。」という発言と矛盾をするものでした。

また、ショートステイで日帰り宿泊の制度が分割された結果、今までの定員の2倍以上を受け入れでも良いという無責任且つ危険な制度を新たに認めており、行政の危機管理に関しての意識に疑問を感じざるをえません。

※前穂は今までの体制に即してサービス提供をさせていただきます。

もちろん、一部では障害者自立支援法が利用者にとって優位な部分もありますが、実情に即していない制度では、万人の方にとって不便でなりません。安倍政権が発足し、所信表明演説で社会福祉に関して関心が低いという印象が見受けられました。皆様と協力し、この社会を少しでも変えていく必要を痛感した一週間でありました。下記に、各制度の説明をさせていただきます。

▶ 地域生活支援 (ガイドヘルプ・日中一時支援)

- 全サービス共通
 - ・サービス利用実績票を毎回記入(事業所)。※管理は利用者
 - ・負担上限額 一般4,000円低所得2,000円(介護給付上限額は超過なし)
- 移動支援(ガイドヘルプサービス)
 - ・時間数契約の撤廃。事業所への登録のみ。
 - ・一割負担に関しては、一ヶ月12時間までの利用は無料。
 - ・グループ支援の開始(利用者2対3、3対4、3対5のみ)
 - ※行政としては身体介護なしの方を想定
 - ・社会通念上妥当と考えられるサービス内容(認可作業所送迎は行政と要相談)
 - ・児童の方が自由にサービスを受けれるように変更
- 日中一時支援(日帰りショートステイ)
 - ・従来どおり食事加算あり ※一割負担はなしに変更
 - ・全利用に対し、送迎加算あり ※一割負担はなし ・児童の方も利用可能。

まえほ つうしん

前穂通信

発行日	2006年10月1日
発行元	自立センター前穂 〒569-1022 高槻市日吉台 1番町21-18 072-689-8600



▶ 介護給付 (通院・ホームヘルプ・ショートステイ宿泊に限る)

- 全サービス共通
 - ・従来通りのサービス利用。負担額等も変更なし。
- 居宅介護(身体介護・家事援助・通院介助)
 - ・通院ガイドに関して、こちらの分類に変更。※通院介助の時間をお持ちでない方は、現行の移動支援での利用可能(順次変更予定)
- 短期入所(宿泊を伴うショートステイ)・送迎は高槻市独自加算があり、送迎代無料。(行先問わず、入退所時のみ)

■ ショートステイでの費用ご負担を減らします (短期入所及び日中一時支援)
 ※低所得者1・2の方のご利用時のお食事代が下がります。
 【例】1泊ご利用の場合 700円だったものが →600円
 ※食材費はダウン致しますが、食事メニューは今迄と同じです。質は下げません。

		従来	10/1~
食事代	朝食	食材費	250円 → 200円※
		人件費	50円 → 100円※
	屋夕食	食材費	450円 → 400円※
		人件費	50円 → 100円※
光熱費	日帰り	100円 → 0円	
	宿泊	200円 → 0円	

現在、利用者個人の障害程度区分も不明確であり、見込みのままサービスが開始されます。今回のショートステイの実費負担を引き下げをさせて頂きましたが、今後は考えざるえない状況もあると思います。その際にご容赦願います。(事前に相談させて頂きます)
 別途、単価一覧表を一緒に同封させて頂きます。(現在、正式通知が出ておらず、変更の可能性あり)もし、何か制度に関しての質問・疑問等ございましたら、ご連絡頂けます様お願いします。

■ スタッフ退職